

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2025. 5. 14**☆

60 歳からの人生を準備するための
【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

103 万円の壁は 160 万円の壁になったけど……

発行者：牧野 F P 事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第 644 号***☆

<目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員」牧野寿和のプロフィール

*:**

- ◆ 今週のテーマ

103 万円の壁は 160 万円の壁になったけど……

*::~

2024 年まで、年収の壁は 103 万円でしたが、
2025 年からは 160 万円に、
税制が改正されました。

しかし、ほかにも変わった壁や
従来のままの壁もあります。

そこで今回は、
パートやアルバイトで働いている方にとって、
気になる、2025 年以降の
社会保険料や税制の主な壁をまとめました。

お伝えする内容は次のとおりです。

1. 103 万円の壁とは何だったのか

2. 100 万円の壁<住民税>
3. 106 万円の壁<社会保険料>
4. 130 万円の壁<社会保険料>
5. 160 万円壁<所得税>
6. 201 万円の壁<所得税>
7. その他

1. 103 万円の壁とは何だったのか

パートやアルバイトで1年間働いた、
「給与収入」から、

給与所得控除や基礎控除などを
差引き（「所得控除」）、
残った金額に（課税所得）に、
所定の税率をかけて、
所得税（国税）を、算出します。

2024 年までは給与収入が、
給与所得控除の 55 万円と基礎控除の 48 万円、
合計 103 万円を超えると、
所得税が課税されたので、
「103 万円の壁」と呼ばれていました。

2025 年からは、
この 103 万円の壁は、160 万円に改正されました。
詳細は後述「160 万円の壁」でお話します。

その他にも、給与年収によって、
様々な壁があります。

金額の低い順から見ていきましょう。

2. 100 万円の壁<住民税>

市区町村や都道府県に納める住民税は、
収入が 100 万円前後から課税されます。
その金額は、居所の自治体で確認が必要です。

なお、2025 年から、
住民税も給与所得控除は 55 万円から、
65 万円と 10 万円引き上げられます。

3. 106 万円の壁<社会保険料>

正社員やフルタイム労働者、また週月の
所定労働日数がフルタイム労働者の
4 分の 3 以上の労働者は、
収入に関係なく、厚生年金や健康保険などの
社会保険に加入します。

上記以外でも、
年間 106 万円以上の給与収入があり、
次の 5 つの条件をすべて満たせば、
社会保険の加入の義務が生じます。

- (1) 週の所定労働時間が 20 時間以上
- (2) 賃金が月額 8 万 8,000 円以上
- (3) 雇用期間の見込みが 2 ヶ月以上
- (4) 学生ではない
- (5) 事業所の従業員数が 51 人以上

4. 130 万円の壁<社会保険料>

給与収入が、130 万円を超えると、
配偶者の社会保険の被扶養者から外れます。

そして本人が、社会保険に加入して、

社会保険料を納付します。

勤め先が、個人事務所など、
厚生年金が適用されない事務所などは、
本人が、国民年金や国民健康保険に加入して、
保険料を納めます。

5. 160 万円壁<所得税>

上記「1. 103 万円の壁とは何だったのか」で、
記述したように、2025 年からは、

給与所得控除が、
給与収入が 162.5 万円以下なら、
55 万円から 65 万円に、10 万円引き上げられました。

また合計所得額が、
「132 万以下」から「655 万円超 2,350 万円以下」
までの区分では、
基礎控除額が 48 万円から 58 万円 A. に、
10 万円引き上げられました。

特に、合計所得額が 132 万円以下では、
特別加算額を 37 万円 B. 加えて、
合計 95 万円 (A. +B.) 控除されます。

給与所得控除 65 万円 + 基礎控除控除 95 万円
= 160 万円

所得税は、
160 万円まで、課税されなくなったのです。

6. 201 万円の壁<所得税>

給与所得が 201 万円を超えると、
配偶者特別控除の対象から外れます。

なお、配偶者特別控除は 160 万円以上から
徐々に減少します。

7. その他

上記のほかにも、123 万円を超えると、
企業によっては、
配偶者の扶養手当が支給されなくなります。

また基礎控除でも、改正前が 48 万円だった控除額が、
・ 132 万円超 336 万円以下：88 万円（2027 年以後は 58 万円）
・ 336 万円超 489 万円以下：68 万円（2027 年以後は 58 万円）
・ 489 万円超 655 万円以下：63 万円（2027 年以後は 58 万円）
・ 655 万円超 2,350 万円以下：58 万円
と、引き上げられました。

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 今週のポイント

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

103 万円が 160 万円に変わったのは、

所得税の納税額の壁！

今までと同様の壁もあります

働き方の再チェックをしましょう！

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 編集後記

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:

厚生年金に加入する

メリット

デメリット

も知っておくことも大切です！

:*:

◆ 「人生の添乗員（R）」牧野寿和のプロフィール

*:

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー
創業 22 年目
1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）
以外は、名古屋で居住。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。
業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々の
お金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、
初めてファイナンシャルプランナーの
存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。
これまでに、
延べ 1100 件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を
主な業務とし、
相談者に、安心できる生活が送れるように、

丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・ NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ (FP) 協会 CFP (R) 認定者
- ・ 1 級ファイナンシャル・プランニング技能士 (資産設計提案業務)
- ・ 福祉住環境コーディネーター
- ・ 総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

- ・ メ〜テレ (名古屋テレビ) 「UP!」
- ・ 【MID-FM761 「魁 (さきがけ) トップインタビュー」 パーソナリティーノ瀬芳翠先生」に出演

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない! 頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、三重県、首都圏や関西にもリモートでお会いする機会が増えました。

「人生の添乗員 (R) 」は、他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって有益な提案を心がけています。

◆ 【人生の添乗員 (R) 】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします

こちらから出来ます

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは
こちらまでお願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野 FP 事務所合同会社

公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関してのトラブル等について当方では
一切責任を負いかねます
ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、
牧野寿和の登録商標です
